

別表1 水質基準項目

単位：回/年

項目No.	区分	水質基準項目	基準値(mg/L)	水道法で定める回数	検査回数(分析機関)		
					浄水場		給水栓
					入口(原水) *1	出口(浄水) *2	
1	微生物	一般細菌	100/mL以下	12	12 (3) [3]	12	12
2		大腸菌	検出されないこと		12 (12) [4]	12	12
3	無機物質・重金属	カドミウム及びその化合物	0.003以下	4	2 (1)	4	4
4		水銀及びその化合物	0.0005以下		2 (1)	4	4
5		セレン及びその化合物	0.01以下		2 (1)	4	4
6		鉛及びその化合物	0.01以下		2 (1)	4	4
7		ヒ素及びその化合物	0.01以下		2 (1)	4	4
8		六価クロム化合物	0.02以下		2 (1)	4	4
9		亜硝酸態窒素	0.04以下		2 (1)	4	4
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下		2 (1)	4	4
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下		2 (1)	4	4
12		フッ素及びその化合物	0.8以下		2 (1)	4	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下	2 (1)	4	4		
14	一般有機化学物質	四塩化炭素	0.002以下	4	2 (1)	4	4
15		1,4-ジオキサン	0.05以下		2 (1)	4	4
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下		2 (1)	4	4
17		ジクロロメタン	0.02以下		2 (1)	4	4
18		テトラクロロエチレン	0.01以下		2 (1)	4	4
19		トリクロロエチレン	0.01以下		2 (1)	4	4
20	ベンゼン	0.01以下	2 (1)	4	4		
21	消毒副生成物	塩素酸	0.6以下	4	—	—	4
22		クロロ酢酸	0.02以下		—	—	4
23		クロロホルム	0.06以下		—	—	4
24		ジクロロ酢酸	0.03以下		—	—	4
25		ジブロモクロロメタン	0.1以下		—	—	4
26		臭素酸	0.01以下		—	—	4
27		総トリハロメタン	0.1以下		—	—	4
28		トリクロロ酢酸	0.03以下		—	—	4
29		ブロモジクロロメタン	0.03以下		—	—	4
30		ブロモホルム	0.09以下		—	—	4
31	ホルムアルデヒド	0.08以下	—	—	4		
32	色	亜鉛及びその化合物	1以下	4	2 (1)	4	4
33		アルミニウム及びその化合物	0.2以下		2 (1)	4	4
34		鉄及びその化合物	0.3以下		2 (1)	4	4
35		銅及びその化合物	1以下		2 (1)	4	4
36	味覚	ナトリウム及びその化合物	200以下	4	2 (1)	4	4
37	色	マンガン及びその化合物	0.05以下	4	2 (1)	4	4
38	味覚	塩化物イオン	200以下	12	12 (3) *3	12 *3	12
39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	4	2 (1)	4	4
40	発泡	蒸発残留物	500以下	4	2 (1)	4	4
41		陰イオン界面活性剤	0.2以下	4	2 (1)	4	4
42	臭気	ジェオスミン	0.00001以下	原因藻類発生時期に月1回以上	12 (3)	12	12 *4
43		2-メチルイソボルネオール	0.00001以下		12 (3)	12	12 *4
44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02以下	4	2 (1)	4	4
45	臭気	フェノール類	0.005以下	4	2 (1)	4	4
46	味覚	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	12	12 (3)	12	12
47	基礎的性状	pH値	5.8~8.6	12	12 (3) *3	12 *3	12
48		味	異常でないこと		—	12 *3	12
49		臭気	異常でないこと		12 (3) *3	12 *3	12
50		色度	5度以下		12 (3)	12 *3	12
51		濁度	2度以下		12 (3) *3	12 *3	12

備考 水色部分は水道法に基づく水質検査です。

*1 上水道(二ツ井・荷上場地区含む)で検査を行います。但しNo.2「大腸菌」は、富根地区簡易水道及び仁鮎地区簡易水道でも検査を行います。

()内は、上水道(鶴形第1配水場入口、荷上場取水ポンプ場)の検査回数です。

[]内は、富根地区簡易水道(各配水場入口)及び仁鮎地区簡易水道の検査回数です。

*2 上水道(二ツ井・荷上場地区含む)で検査を行います。

*3 上水道(仁井田浄水場)で毎日2回自己検査も行います。

仁井田浄水場と沢口浄水場では、「pH値」と「濁度」について自動計測装置による連続監視も行います。

*4 富根地区簡易水道と仁鮎地区簡易水道は、水源が地下水のみのため検査を省略します。

別表2 毎日検査項目

単位：回/日

項目No.	毎日検査項目	評価	水道法で定める回数	検査回数(自己検査)	
				浄水場出口(浄水) *1	給水栓
1	色	異常でないこと	1	2	1
2	濁り	異常でないこと		2	1
3	消毒の残留効果(残留塩素)	0.1mg/L以上		0	1 *2

備考 水色部分は水道法に基づく水質検査です。

*1 上水道で検査を行います。

*2 仁井田浄水場、相染森配水場、朴瀬配水場、鶴形第1配水場、沢口浄水場では、自動計測装置による連続監視も行います。